

衆院選において公正で自由な選挙の実現を求める要請書

警察庁長官

露木 康浩 様

2024年10月4日

選挙運動の権利を守る共同センター

構成団体 全国労働組合総連合

自由法曹団

日本国民救援会

〔連絡先〕東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階

日本国民救援会中央本部 TEL 03-5842-5842

私たち「選挙運動の権利を守る共同センター」は、来るべき衆院選に際し、公正で自由な選挙の実現をめざし、貴庁に要請するものです。

日本国憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」（前文）と謳い、国民の権利として「公務員選定の権利」（15条1項）を定めています。選挙は主権者である国民が国政のあり方を決める重要な機会であり、憲法の定める公務員選定の権利は民主主義過程において不可欠な重要な権利です。したがって、選挙に関する国民の権利は特に重く尊重されなければなりません。

そして、選挙においては、国民が十全な判断のもとに投票を行うことができるように政党や候補者の政策などの情報が国民に十分に提供され、同時に、国民同士が政治について大いに議論し合うことが必要です。こうした活動は、まさに、民主主義の過程における重大な権利として、言論・表現の自由（憲法21条1項）により保障されています。

ところが、現実には、選挙に関する言論・表現活動の自由は十分に保障されず、不当に厳しい制限が行われています。上記の重大な権利を侵害する行為は許されないことはもちろん、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約は、「参政権」「意見及び表現の自由」などの権利の享受を規定）にも反するものです。

実際に、自由権規約委員会は、日本政府に対し、「表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである」（第5回日本政府審査での総括所見）と指摘し、さらに、法律を改正する前であっても「思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利へのいかなる制限を課すことを差し控えることを促す」と厳しい勧告をおこなっています（第6回日本政府審査での総括所見）。さらに、第7回日本政府審査（2022年）の総括所見で、警察官に自由権規約についての継続的研修の実施と啓発をする努力を求めています。

現場の警察活動は、まさに、上記の憲法上、さらには自由権規約上の権利を侵害しうる活動であり、ひと際、活動の慎重さが必要とされます。警察法は「不偏不党且つ公平中正」を旨とし、「いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」（2条2項）とし、公職選挙法では、警察官は「選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない」（7条）と定めています。私たち「選挙運動の権利を守る共同センター」は、警察において、上記の国民の権利の重要性を真に理解し、まかり間違っても、権利侵害が発生しないよう申し入れるとともに、公正で自由な選挙の実現をめざし、以下、要請するものです。

一 言論・表現活動への不当な干渉・制限をおこなわないこと

選挙において、ビラ配りや街頭での宣伝、インターネットなどSNSをはじめとした、憲法で保障された言論・表現活動が最大限保障されるために、警察は不当な干渉・妨害をおこなわないよう強く求めます。

警察官が職務にあたり、以下の判決や重大な事例をふまえるよう徹底することを求めます。

(1) 三鷹市議マンションビラ配布事件（最高裁で判決が確定）

民主主義過程におけるビラ配布は、その政治的主張を広め、また、その議論を行うための伝統的な手法です。インターネットが普及した現代においても、廉価で取り扱いが容易であることなどから、その手法の重要性はなお衰えておりませんし、それが不当に制約されることがあってはなりません。この点、最高裁第2小法廷も、2021年1月22日、マンション敷地内の集合ポストにおいて、市議会報告のニュースを配布した件に関し、管理組合や住民による集合ポストへの投函をおこなわないよう求める掲示があったとしても、議員活動報告（政治活動のビラ）1枚を集合ポストに入れることで立ち入ることは建造物侵入罪にはあたらないとする東京高等裁判所の判断を維持し、その判断を確定させました。いうまでもなく、仮にビラ配布のためのマンションへの立ち入りが刑事法に抵触する行為であれば、民事上も不法行為に該当し、結論が全く異なるものになるため、最高裁は判断を維持することはできません。最高裁判所が上記判断を維持したということは、最高裁判所が、ビラ配布のための敷地内立ち入りは合法であるという判断を是認したということができます（また、同趣旨の判決が同年11月11日に確定しています）。

したがって、ビラ配布に対する警察活動においては、上記解釈を前提とした行動を行わなければならない、これを無視した警察活動は不当な干渉・妨害であり、憲法上保障された表現の自由の侵害と言わざるを得ません。この点、現場警察官に対し、徹底した教育を行い、二度と同種の事案を発生させないよう求めます。

(2) 道警ヤジ排除国賠事件

選挙期間においても市民の表現の自由は保障されなければなりません。それにもかかわらず、2019年の参議院選挙の際、札幌市で安倍首相（当時）に対して「安倍やめろ」「増税反対」などと声を上げただけの市民が、警察官に身柄を拘束されて、強制的に排除されるという事件が起きました。

この事件に関し、札幌地裁が2022年3月、警察官の行為が警察官職務執行法の要件を満たさないと判断、「公共的・政治的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」とし、「表現行為そのものを制限した」警察官の行為を厳しく断罪しました（24年8月、原告1人につき、賠償を命じた判決が確定）。

このような排除行為は、政権与党への批判（言論）を萎縮させるものであり、このような行為をおこなわないよう都道府県警察・警察官に徹底するよう求めます。

(3) 葛飾法定ビラ配布不当職質・妨害事件

2021年の東京都議選の選挙期間中、葛飾区内で都議選の法定ビラを配布していた人が警察官に呼び止められ、「不正なビラではないか。何のビラだ」と職務質問されたので、「法定ビラだ」と説明しましたが、警察官は両手を広げて進路を阻み、威圧するという事件が起きました。

これは、職務質問の法的な要件を満たしていない不当な職務質問です。同時に、選挙期間中、法定ビラと明らかに認識した警察官がその配布を止めたことは、公職選挙法の職権乱用による選挙妨害罪（226条）にあたる違法行為です。

警察庁は、選挙を妨害する不当な職務質問をおこなわないよう都道府県警察・警察官に徹底するよう求めます。

（４）岐阜・大垣警察市民監視違憲訴訟

岐阜・大垣警察市民監視違憲訴訟について、名古屋高裁は9月13日、市民運動の役割を高く評価したうえで、公安警察が市民運動を敵視し、個人情報収集・保管・提供することは憲法違反として、警察に賠償を命じ、収集した個人情報の一部について抹消を命じました（県（警察）が上告をせず、判決が確定）。

選挙においても、市民に対する不当な監視をおこなわないよう求めます。

二 買収こそ厳しく取り締まること

買収は、「公明且つ適正」な選挙を妨げる最たるものです。

ビラ配りや宣伝活動に対して不当に干渉をする一方で、買収を見逃すなど許されないことです。買収について、厳正な捜査をおこなうようあらためて求めます。

三 選挙期間中の要求活動の保障をすること

公職選挙法は、選挙期間中においても、「政党その他の政治活動を行う団体」以外による表現活動を規制していません。この規制は憲法で保障された「表現の自由」を制限する規定であり、その範囲が拡張されてはなりません。

個人の政治活動が制限されないことはもちろんのこと、市民団体や労働組合は、選挙期間中であっても、各団体の取り組み・要求の実現に向けて街頭での宣伝や集会、演説等を行うことは、公職選挙法には抵触せず、これらを規制・干渉することは表現の自由の侵害にあたり得る行為です。

警察が、憲法で保障された言論・表現活動への規制・干渉をおこなわないよう求めます。

四 「企業・団体ぐるみ」選挙を許さないこと

企業や団体などが、その構成員等に、利益誘導と強要を交えて特定候補者への投票や選挙運動を強いる「企業・団体ぐるみ選挙」は、憲法が定めた「投票の自由」、個人の「思想・信条の自由」を侵害する行為であり、「利益誘導罪」（公選法第221条）にあたる可能性がある行為です。

警察が、「公明且つ適正」な選挙を妨げるこのような上記の行為を厳正に取り締まるよう求めます。

五 謀略ビラや暴力による選挙の妨害を許さないこと

過去の選挙で、特定の政党や候補者・団体を誹謗・中傷する出所不明の謀略ビラ（怪文書）の配布や候補者への暴力、宣伝活動を妨害する行為が発生しています。

こうした行為は「公明且つ適正」な選挙を妨げるものであり、公職選挙法の「虚偽事項の公表罪」（235条）、「選挙の自由妨害罪」（225条）にあたる犯罪行為です。

このような行為に対し、警察が厳正に対処するよう求めます。

六 特定の政党などを敵視せず、公正に責務の遂行を

元警察幹部の著書（*）によれば、警察庁警備局長が警備局の課長会議（1966年5月）で「警察は選挙について、暮れのうちに票読みをやるべきだ。票は、警察としてふやせはしないが、取り締りで減らすことはできる。革新がふえることは、警察が自己の足もとを掘り崩すようなものだ」などと特定の政党・候補者を落選させることを指示しています。

警察法および公職選挙法の規定にもとづき、特定の政党や候補者を敵視することなく、「不偏不党且つ公平中正」「公正」に責務を果たすよう求めます。

*元警視監・松橋忠光氏著『わが罪はつねにわが前にあり』

七 国連機関からの勧告の教育を

自由権規約委員会は2022年の第7回日本政府報告に対する勧告のなかで、「本規約及び国内法におけるその適用可能性について、裁判官、検察官、弁護士、法執行機関関係者（*警察官）、治安関係者（*警察、自衛隊など）、市民社会関係者及び一般公衆に対する継続的な研修及び啓発を提供するための取組を続けることを求める。」としています。*は外務省の説明。

国際人権規約および前記の自由権規約委員会からの勧告について、現場の警察官に自由権規約の教育とそれにもとづいた法執行をおこなうことを徹底されるよう要請します。

以上

〈関連法令など〉

○日本国憲法

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。（以下略）

第15条1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

同条 4項 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第93条2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

○警察法

第2条2項 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

○公職選挙法

第1条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

第7条 検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。

第221条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

第225条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわしたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

第226条① 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、…が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追従し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

第235条 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

○国連からの勧告

2008年10月、自由権規約委員会の日本政府の第5回報告審査での総括所見での勧告より

「委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的な内容のリーフレットを配布したことで、不法侵入についての法律や国家公務員法の下で逮捕、起訴されたとの報告についても懸念する(第19条及び第25条)。

締約国は、規約第19条及び第25条の下で保護されている政治活動及び他の活動を、警察、検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである。」

2014年8月、自由権規約委員会の日本政府の第6回報告審査での総括所見での勧告より

「委員会は、前回の総括所見を想起し、締約国に対し、…思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利への如何なる制限を課すことを差し控えることを促す。」

2022年11月、自由権規約委員会の日本政府の第7回報告審査での総括所見での勧告より

「委員会は、前回の勧告4を想起するとともに、締約国に対し、本規約及び国内法におけるその適用可能性について、裁判官、検察官、弁護士、法執行機関関係者、治安関係者、市民社会関係者及び一般公衆に対する継続的な研修及び啓発を提供するための取組を続けることを求める。」